

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	該当条項		
1	株式会社魚国総本社 名古屋本部 本部長 広瀬 啓二 刈谷市東新町5-118					物品の買入れ・委託業務等 (給食)
2	株式会社ミツオ 代表取締役 青木 博之 名古屋市熱田区新尾頭3丁目4-25	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日付けで公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	(独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で公正取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 当該事実を知った日から (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	第2号	6か月 令和6年 6月 6日～ 令和6年12月 5日	物品の買入れ・委託業務等 (給食、食料品)
3	メーカー株式会社 代表取締役社長 山本 貴廣 名古屋市守山区下志段味三丁目2302番地	物品の買入れ・委託業務等 (給食)				
4	日本ゼネラルフード株式会社 代表取締役 杉浦 卓 名古屋市中区千代田5-7-5 パークヒルズ千代田	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日付けで公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。				豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準 (別表第8項関係) 第4条 別表第8項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
5	葉隠勇進株式会社 中部支店 支店長 高橋 博士 名古屋市中区丸の内三丁目7番19号法研中部ビル3階	物品の買入れ・委託業務等 (給食)				
6	コンパスグループ・ジャパン株式会社 代表取締役 石田 隆嗣 東京都中央区築地五丁目5番12号	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日付けで公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けたため。	物品の買入れ・委託業務等 (給食、その他の業務委託等)			